

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年8月30日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 令和3年8月30日（月）
午前10時30分から午前11時まで
- 2 開催場所 東海村役場4階403会議室
- 3 会議に付議した事件
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
（県知事選期日前投票所投票管理者の変更）
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
（県知事選期日前投票所投票立会人の選任替え）
承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
（村長選期日前投票所投票管理者の変更）
承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
（村長選期日前投票所投票立会人の選任替え）
議案第64号 公職選挙法第28条の抹消者について
議案第65号 東海村長選挙における選挙人名簿への登録について
議案第66号 東海村長選挙における選挙人名簿の調製について
議案第67号 東海村長選挙における選挙運動費用の法定制限額の決定
について
議案第68号 直接請求の法定数の告示について
議案第69号 選挙運動費用収支報告書の公表方法について
- 4 出席委員は次のとおりである。（4名）
委員長 大友 捷夫 委員長職務代理者 伊藤 究
委 員 水島 通保 委 員 久賀 洋子
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 大内 克彦 書記長補佐 須藤 博
書 記 星野 直
- 6 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 7 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午前 10 時 30 分

○大友委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○大友委員長 本日の議案は、茨城県知事選挙及び東海村長選挙に係る専決処分
分の承認が4件、東海村長選挙に係るものが6件で、お手元に配布しましたと
おりでございます。

○大友委員長 それでは、「承認第1号 専決処分の承認を求めることについ
て」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 承認第1号は、令和3年9月5日執行の茨城県知事選挙における
期日前投票所の投票管理者の変更について、地方自治法施行令（昭和22年政
令第16号）第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求めるものです。

○大友委員長 ただ今、「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」
事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 承認第1号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○大友委員長 承認第1号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」
事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 承認第2号は、令和3年9月5日執行の茨城県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票記載所の投票立会人の選任替えについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求めるものです。

○大友委員長 ただ今、「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 承認第2号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 承認第2号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 承認第3号は、令和3年9月5日執行の東海村長選挙における期日前投票所の投票管理者の変更について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求めるものです。

○大友委員長 ただ今、「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 承認第3号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 承認第3号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 承認第4号は、令和3年9月5日執行の東海村長選挙における期日前投票所及び不在者投票記載所の投票立会人の選任替えについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求めるものです。

○大友委員長 ただ今、「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 承認第4号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 承認第4号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第64号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第64号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○大友委員長 (別冊を回覧後) ただ今、「議案第64号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお

願います。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第64号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第64号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第65号 東海村長選挙における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第65号は、公職選挙法第22条第1項の規定により東海村長選挙における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は令和3年8月30日、登録日は令和3年8月30日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、令和3年5月30日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。(2)年齢満18年以上の者が、平成15年9月6日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○大友委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第65号 東海村長選挙における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたら願います。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第65号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第 6 6 号 東海村長選挙における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第 6 6 号は、公職選挙法第 1 9 条第 2 項の規定により東海村長選挙における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回令和 3 年 8 月の茨城県知事選挙の選挙時登録者数 3 1, 5 8 7 名から 1 7 名減の 3 1, 5 7 0 名となりました。1 7 名減の根拠といたしましては、抹消者数が 3 9 名、新規登録者数が 2 2 名となっています。

○大友委員長 (別冊を回覧後) ただ今、「議案第 6 6 号 東海村長選挙における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第 6 6 号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第 6 6 号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第 6 7 号 東海村長選挙における選挙運動費用の法定制限額の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第 6 7 号は、公職選挙法第 1 9 4 条の規定により東海村長選挙における選挙運動費用の法定制限額を金 4, 7 7 2, 7 0 0 円と定めるものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第 6 7 号 東海村長選挙における選挙運動費用の法定制限額の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第67号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第67号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第68号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第68号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙（記載略）のとおり行うものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第68号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第68号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第68号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第69号 選挙運動費用収支報告書の公表方法について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第69号は、令和3年9月5日に行われる東海村長選挙について、公職選挙法第189条の規定により受理した選挙運動費用収支報告書の公表は、東海村選挙管理委員会事務室において閲覧する方法により行うものと

するものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第 6 9 号 選挙運動費用収支報告書の公表方法について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第 6 9 号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第 6 9 号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。
これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前 1 1 時